

「区民ミニ・ガーデン」推進組織設置要綱

(目的)

第1条 “花と緑のあふれる高津区”の実現に向けて、花と緑の共同作業を通じて潤いあるまちづくりを推進し、区役所と区民とのパートナーシップを広げることを目的として「区民ミニ・ガーデン」推進組織（以下「推進組織」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進組織は、区内の公共施設・道路に設置されたコンテナ及び花壇に草花を植栽し、維持管理を行ない、情報交換や交流のため全体会を行う。

(組織)

第3条 推進組織は、次の機関を置く。

(1) 「区民ミニ・ガーデン」運営委員会（以下「運営委員会」という。）

ア 運営委員会は、「区民ミニ・ガーデン」の企画、運営を行う。

イ 運営委員会は、事業運営にかかわる区民の代表により構成する。

ウ 運営委員会には、次の役員を置く。

(ア) 運営委員長 1名

(イ) 副運営委員長 2名

(ウ) 会計 1名

(エ) 会計監査 1名

エ 役員は、運営委員の互選により選出する。

オ 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を掌理する。

カ 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

キ 会計は、運営委員会の会計を処理する。

ク 会計監査は、運営委員会の会計を監査する。

ケ 運営組織には、作業部会を設けることができるものとし、原則として、運営委員をスタッフとして、部会の運営にあたるものとする。

(役員の任期)

第4条 役員の任期は、その年度の「区民ミニ・ガーデン」業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。

(招集等)

第5条 推進組織は、運営委員長が招集し、会議の座長は運営委員長があた

る。

(事務局)

第6条 高津区役所区民協働推進部地域振興課に、事務局を設置する。

2 推進組織の事務局長は、地域振興課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の協議により決定する。

附 則 この要綱は、平成11年 6月24日から施行する。

附 則 この要綱は 平成13年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は 平成14年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は 平成16年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は 平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は 平成18年 4月 1日から施行する。